

資料

令和2年度

神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会

資 料

令和2年7月

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

目 次

	ページ
公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について	1
公衆浴場入浴料金の改定に関する要望について (依頼)	3
令和元 (平成31) 年公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について	5
参考(1) 原油価格等の値動きの推移	7
参考(2) 公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実際(県下3浴場の例)	9
公衆浴場入浴料金算出方法	11
入浴料金改定額(試算)	13
令和2年公衆浴場経営実態調査による1週間当たりの入浴者数	15
<参考> 1週間当たりの入浴者数調査(詳細データ)	17
神奈川県公衆浴場施設数(同業組合加入状況)	19
神奈川県の公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移	21
県内公衆浴場の廃業の状況	23
全国公衆浴場入浴料金一覧表(料金順)	25
令和2年度 県の公衆浴場対策	27
令和2年度 県内各市の公衆浴場対策	28
神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会設置要綱	31

【巻末】

別表1 「経営実態調査・原価計算表の項目説明(厚生省環境衛生局長通知による項目)」

別表2 「令和2年度政府経済見通し「主要経済指標」」

○偶数ページに解説を掲載しています。

公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について

令和2年5月25日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 山崎 潤一



公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について

公衆浴場は、地域コミュニティの場として、また、住民の健康増進と地域の公衆衛生の維持に重要な役割を担っている公共的施設として、日常生活に欠くことのできない存在である、とわたしたちは自負しております。

公衆浴場は、また、日本の伝統的文化の継承の場としてもその社会的な使命を果たしてまいりました。

このような役割を担う公衆浴場の入浴料金は、その公共的性格ゆえに、物価統制令により唯一、その価格上限が規制されている商品サービスであり、直近の県内公衆浴場の経営実態を調査し、学識経験者等によって構成される「神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会」の協議を経て料金の上限が決定されるという慎重な手続きにより決定をいただいているところです。

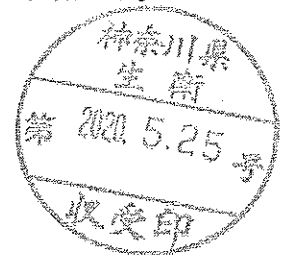
現行の入浴料金は、平成26年9月に改定して以来5年が経過しましたが、家庭風呂の普及による利用者の減少傾向には歯止めがかからず、また昨年10月1日の消費税及び地方消費税税率の引き上げ（8%から10%）により公衆浴場の経営は厳しさを増す一方で、もはや経営努力だけでは対応も限界に達しております。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大による個人消費や輸出の落ち込みから、国内景気は後退局面に入ったともいわれており、その影響は広く県民生活に及ぶことが予想されております。

このような状況下で、当組合として、本年度入浴料金について対応を検討してまいりました。

その中では、多くの県民の皆さまにできるだけ低料金で快適な入浴サービスを提供することが、業界の使命であると認識しつつも、消費税率引き上げに加え、近年の物価や人件費の高騰による経営状況の悪化を踏まえると、料金改定はやむなしとの意見が大勢を占めております。

つきましては、今年度の入浴料金の検討と併せて、公衆浴場を取り巻く経営環境をはじめとした諸問題についてもご討議願いたく、ここに標記協議会の開催を要望する次第です。



【1ページ解説】

公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について

○神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下、「組合」という）の要望の趣旨は以下のとおりです。

「現行の入浴料金は、平成26年9月に改定して以来5年が経過しましたが、昨年10月1日の消費税及び地方消費税の引き上げ（8%から10%）に加え、近年の物価や人件費の高騰による経営状況の悪化を踏まえると、料金改定はやむなしとの意見が大勢を占めています。」

公衆浴場入浴料金の改定に関する要望について

令和2年6月26日

「県への要望」

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 山崎 潤一

1. 公衆浴場入浴料金の改定に関する要望

昨年10月1日から消費税及び地方消費税率が10%に引き上げられましたが、当組合としては入浴料金を値上げせず、地域に密着したコミュニケーションの場として、高齢者の入浴サービス事業、介護予防デイ銭湯事業、デイ銭湯推進事業、親子ふれあい事業、体験入浴事業、銭湯寄席、転倒骨折予防事業等の各種事業に取り組んでまいりました。

また、令和元年10月の台風19号による水災害においては、被災者への対応など、地域の安心と安全に少しでも貢献出来るよう努力してきたところです。

今年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため緊急事態宣言が発令された際にも、地域の公衆衛生の観点から、可能な限りの営業を続けてまいりましたが、入場者数の制限や営業時間・営業日の変更、サウナ等の設備の利用の制限等により、利用者数は大幅に減少し、公衆浴場の経営は厳しさを増す一方です。

こうした状況の中、当組合においても本年度の料金改定について議論を重ねてまいりましたが、これ以上の自助努力は限界と考えております。

つきましては、以下のとおり料金値上げを審議していただきたく、よろしくお願いいたします。

入 浴 料 金

○ 入浴料金

	現行料金 (平成26年9月1日～)	改定案 (令和2年9月1日～)
大人(12才以上)	470円	490円
中人(6才以上12才未満)	200円	200円
小人(6才未満)	100円	100円

【3 ページ解説】

公衆浴場入浴料金の改定に関する要望について

- 6月26日付で組合から、大人料金を490円（20円の値上げ）、
中人料金を200円（据置き）、小人料金を100円（据置き）と改
定してほしい旨の要望書が提出されました。

令和元（平成31）年公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について

(1) 令和元（平成31）年公衆浴場経営実態調査の概要（令和2年4月実施）

昭和38年8月12日付け厚生省環境衛生局長通知に基づき、公衆浴場の経営の実態を把握し、公衆浴場入浴料金の改定について協議する上で基礎資料とするため、県内28浴場の令和元（平成31）年の収入・支出状況・入浴者数等の調査を行った。

(2) 入浴料金原価計算書

公衆浴場経営実態調査の実績額から、令和元年10月1日に実施された消費増税の影響額等について算出した。

公衆浴場経営実態調査に基づく消費増税影響額等調べ（月額）（単位：円）

科目	R元（H31） 年実績(A) (1~12月)	H31.1~R 元.9月の消 費税を10% として積算 (B) [(A)×3/12+ (A)×9/12 ×110/108]	消費増税 影響額 (B)-(A)	令和2年推計 (C) (B)に人件費、燃 料費等の変動を加 味)	消費増税 を含む 影響額 (C)-(B)	備考
1 入浴料金収入	878,590	878,590	0	878,590	0	
2 附帯事業収入	78,819	78,819	0	78,819	0	
3 営業外収入	300,693	300,693	0	300,693	0	
4 補助金	97,757	97,757	0	95,509	△ 2,248	97.7% 予算額の増減額に比例させて算出
収入合計	1,355,859	1,355,859	0	1,353,611	△ 2,248	
5 人件費	385,590	385,590	0	391,760	6,170	
事業主	181,354	181,354	0	184,256	2,902	101.6%
従業員	204,236	204,236	0	207,504	3,268	101.6%
						R2政府経済見通し「雇用者報酬」を反映
6 用水費	37,577	38,099	522	38,099	0	
7 燃料費	139,913	141,856	1,943	125,826	△ 16,030	88.7% 原油価格等の値動きの推移(p4 参考(1))を反映
8 光熱費	119,705	121,368	1,663	122,339	971	100.8%
9 備品消耗品費	43,590	44,195	605	44,549	354	100.8%
						R2政府経済見通し「消費者物価」を反映
10 旅費交通費	4,869	4,937	68	4,937	0	
11 会費及び交際費	20,017	20,295	278	20,295	0	
12 保険料	18,983	19,247	264	19,247	0	
13 賃借料	112,350	113,910	1,560	113,910	0	
14 修繕費	70,836	71,820	984	72,395	575	100.8% R2政府経済見通し「消費者物価」を反映
15 厚生費	17,432	17,432	0	17,432	0	
16 減価償却費	154,603	154,603	0	154,603	0	
17 建物再調達費	80,667	81,787	1,120	81,787	0	
18 公租公課	79,100	79,100	0	79,100	0	
19 支払利子	32,070	32,070	0	32,070	0	
20 特別損失	1,424	1,424	0	1,424	0	
21 雑費	91,581	92,853	1,272	93,596	743	100.8% R2政府経済見通し「消費者物価」を反映
22 附帯事業費	53,398	54,140	742	54,140	0	
経費計	1,463,705	1,474,726	11,021	1,467,509	△ 7,217	
					0	
資本報酬	24,306	24,306	0	24,306	0	
附帯事業報酬	25,422	25,422	0	25,422	0	
支出合計	1,513,433	1,524,454	11,021	1,517,237	△ 7,217	
過不足額	△ 157,574	△ 168,595		△ 163,626		

【5 ページ解説】

令和元（平成 31）年公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について

- 公衆浴場経営実態調査は、公衆浴場の経営の実態を把握し、入浴料金改定の基礎資料とするために毎年実施しており、今年も4月に中小企業診断士に委託して、県下28の公衆浴場について実態調査を行いました（経営実態調査・原価計算表の項目説明は巻末の別表1を参照）。
- その調査結果に基づき、「(2) 入浴料金原価計算書」の「令和元（平成 31）年実績 (A)」欄に、1施設におけるひと月あたりの平均額を記載しました。収入合計が1,355,859円、支出合計が1,513,433円で、月額平均157,574円の不足（赤字）となっております。
- 「平成31年1月～令和元9月の消費税を10%として積算 (B)」欄は、消費税（R元年10月から）の影響を受ける科目について、「令和元（平成 31）年実績 (A)」の9ヶ月分に108分の110を乗じて得た額を記載しており、「消費税影響額 (B) - (A)」の「支出合計」欄に記載してある、11,021円が今回の消費税による影響額となります。
- 「令和2年推計 (C)」欄は、「平成31年1月～令和元9月の消費税を10%として積算 (B)」欄記載の額に人件費、燃料費、光熱費等の変動要素（政府経済見通しや原油価格等の値動きから推計係数を求め算出）を加味して推計したもので、令和2年月額平均の収入合計から支出合計を差し引くと、163,626円の赤字となります。
- なお、科目毎の推計係数の考え方は、次のとおりです。

「4 補助金」 97.7%

補助金（県+市町村）合計額の令和元年度予算額に対する令和2年度予算額の割合（29ページ参照）

「5 人件費」 101.6%

R2 政府経済見通し「雇用者報酬」を反映（巻末の別表2参照）

「7 燃料費」 88.7%

原油価格等の値動きの推移を反映（7ページ参照）

「8 光熱水費」「9 備品消耗品費」「14 修繕費」「21 雑費」 100.8%

R2 政府経済見通し「消費者物価」を反映（巻末の別表2参照）

参考 (1) 原油価格等の値動きの推移

	原油価格				天然ガス価格		
	原油 (ドル/バレル)	為替 (ドル)	原油円価 (円/kl)	平成31年3月 を100とした 場合の価格指 数	天然ガス (ドル/t)	天然ガス (円/t)	平成31年3月 を100とした 場合の価格指 数
平成30年 12月	71.39	113.14	50,802	110.6%	577.92	65,386	107.1%
平成31年 1月	62.68	109.35	43,110	93.9%	581.42	63,578	104.2%
“ 2月	62.26	109.64	42,934	93.5%	577.67	63,336	103.8%
平成31年 3月	65.69	111.17	45,935	100.0%	549.00	61,032	100.0%
“ 4月	68.85	111.13	48,128	104.8%	501.19	55,697	91.3%
令和元年 5月	73.03	111.01	50,995	111.0%	488.90	54,272	88.9%
“ 6月	73.08	109.07	50,139	109.2%	483.72	52,759	86.4%
“ 7月	67.32	107.99	45,731	99.6%	493.21	53,262	87.3%
“ 8月	67.39	107.17	45,428	98.9%	523.31	56,083	91.9%
“ 9月	64.30	106.64	43,130	93.9%	496.63	52,961	86.8%
“ 10月	65.09	107.80	44,134	96.1%	486.64	52,460	86.0%
“ 11月	64.93	108.78	44,428	96.7%	488.41	53,130	87.1%
“ 12月	67.24	108.94	46,076	100.3%	489.61	53,338	87.4%
令和2年 1月	70.33	109.31	48,354	105.3%	480.42	52,514	86.0%
“ 2月	70.63	109.50	48,648	105.9%	483.20	52,910	86.7%
令和2年 3月	62.16	108.00	42,228	91.9%	494.05	53,358	87.4%
“ 4月	42.29	108.59	28,888	62.9%	482.81	52,428	85.9%

※原油・天然ガス価格は、財務省貿易統計記載のCIF値(産油・産ガス国から船で積み出す際の価格に運賃、保険料を加えた価格)

実態調査 燃料費の内訳 (月平均)

燃料費 (円)	内訳				
	重油	廃油	雑燃	混合	Gas
139,913	8,361	6,294	4,040	21,339	99,879
	6.0%	4.5%	2.9%	15.3%	71.4%

令和元年燃料費の推定係数 $88.7\% = 91.9 \times (100 - 71.4) / 100 + 87.4 \times 71.4 / 100$

【7ページ解説】

参考（1） 原油価格等の値動きの推移

- この表は、財務省貿易統計の原油・粗油及び石油製品のCIF値の推移を示しています。
- 原油価格のうち、原油円価を見ると、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞等により、令和2年3月に大きく値を下げ、さらにOPECとアメリカ、ロシアによる協調減産協議の決裂により原油価格は暴落しました。平成31年3月の原油円価を100とした場合、価格暴落前の令和2年3月の価格指数は、91.9%となります。
- 一方、天然ガスの価格動向については、現在まで値下がり傾向が続いており、平成31年3月の円換算による天然ガス価格を100とした場合、令和2年3月の価格指数は、87.4%となります。
- また、7ページの下の方にあるとおり、実態調査の結果、1ヶ月の燃料費に占める天然ガス費用の割合は、71.4%となっております。
- 令和2年の燃料費の推定係数については、原油と天然ガスのそれぞれの価格指数と、燃料費に占める天然ガス費用の割合を用い、令和2年の推定燃料費は、昨年価格の88.7%と算出しました。

参考（２） 公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実績（県下３浴場の例）

調査年月	浴場	ガ ス			電 気		
		使用量 m ³	単 価 円	金 額 円	使用量 k w	単 価 円	金 額 円
H24/5	A浴場	8,517	79.1	673,864	29,182	17.4	507,562
	B浴場	4,148	87.8	364,050	2,803	26.1	73,020
	C浴場	3,772	82.2	309,896	6,501	18.6	121,141
H25/5	A浴場	8,509	85.2	724,940	7,633	18.1	138,043
	B浴場	4,183	83.2	348,234	28,813	20.0	574,980
	C浴場	4,413	85.7	378,290	2,920	31.4	91,798
H26/5	A浴場	5,632	153.6	865,345	7,586	21.3	161,493
	B浴場	4,349	101.9	443,121	6,798	23.5	159,676
	C浴場	3,742	104.1	389,536	27,630	22.9	633,834
H27/5	A浴場	8,877	100.7	893,866	3,072	34.6	106,424
	B浴場	4,143	103.2	427,418	7,720	24.2	186,623
	C浴場	4,006	82.8	331,736	7,877	27.0	212,755
H28/5	A浴場	9,155	64.6	591,061	24,705	22.3	551,719
	B浴場	3,830	68.7	263,188	2,613	34.8	90,871
	C浴場	3,891	67.1	260,929	7,028	24.6	172,961
H29/5	A浴場	7,589	62.1	471,635	8,059	26.0	209,534
	B浴場	3,579	66.1	236,465	24,826	18.4	457,922
	C浴場	3,319	66.4	220,226	2,728	30.3	82,536
H30/5	A浴場	7,411	67.5	500,049	7,232	20.0	144,552
	B浴場	3,591	70.1	251,797	8,248	22.5	185,285
	C浴場	3,247	72.0	233,743	24,189	18.4	445,427
R01/5	A浴場	10,114	75.4	762,531	2,515	31.1	78,100
	B浴場	3,055	90.2	275,692	7,510	20.5	153,659
	C浴場	4,419	77.3	341,803	11,321	22.3	252,699
R02/5	A浴場	8,305	69.0	573,318	23,357	19.5	454,938
	B浴場	4,619	56.1	270,251	2,511	31.6	79,368
	C浴場	3,593	72.4	260,052	6,575	21.8	143,053

公衆浴場におけるガス及び電気代支払額（３浴場の平均）

調査年月	ガス平均 支払額 (円)	指数	電気平均 支払額 (円)	指数
		R01/5を100とした指数		
H24/5	449,270	97.7	279,922	97.9
H25/5	483,821	105.2	329,316	115.2
H26/5	566,001	123.0	379,879	132.8
H27/5	551,007	119.8	341,695	119.5
H28/5	371,726	80.8	290,098	101.4
H29/5	309,442	67.3	309,962	108.4
H30/5	328,530	71.4	286,678	100.2
R01/5	460,009	100.0	285,982	100.0
R02/5	367,874	80.0	265,177	92.7

【9 ページ解説】

**参考（2）公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実際
（県下3浴場の例）**

○燃料にガスを使っている組合員の中から、3軒の公衆浴場の毎年の料金支払額の推移を調べた結果を、参考に掲載したものです。

公衆浴場入浴料金算出方法

- (1) 令和2年推計過不足額(月額) △ 163,626円
- (2) 推計過不足額を解消するための1日(1営業日)当たり入浴料金必要額
 $163,626 \text{ 円} \div 26 \text{ 日} \div \boxed{6,293 \text{ 円}}$
 (月平均営業日 : (365日 - 52日) / 12月 = 26日)

- (3) 令和2年公衆浴場経営実態調査による1日(1営業日)当たりの入浴者数

	令和2年 (4/4~4/10)	令和元年
大人 (470円)	61.2人(実績)	71.0人(推計)
中人 (200円)	1.3人(実績)	1.5人(推計)
小人 (100円)	1.1人(実績)	1.3人(推計)
1日当たり入浴料金収入	29,134円(想定)	33,792円
1月当たり入浴料金収入	757,484円(想定) (A)	878,590円 (B)

[備考]

$$71. \text{ 人} = 61.2 \text{ 人} \times (B) / (A)$$

$$1.5 \text{ 人} = 1.3 \text{ 人} \times (B) / (A)$$

$$1.3 \text{ 人} = 1.1 \text{ 人} \times (B) / (A)$$

【11 ページ解説】

公衆浴場入浴料金算出方法

- 「(1) 令和2年推計過不足額(月額)」は、5ページで算出した通り、163,626円の赤字となっております。
- 「(2) 推計過不足額を解消するための1日(1営業日)当たり入浴料金必要額」は、(1)の推計不足額を解消するため、1営業日あたりの入浴料金の必要額を算出したものです。ひと月あたりの営業日数は、施設により様々ですが、週1日休業すると仮定し、月26日営業で算定しており、1営業日あたり6,293円の収入額の増加が必要となります。
- 「(3) 令和2年公衆浴場経営実態調査による1日(1営業日)当たりの入浴者数」は、実態調査に基づく、1施設における1営業日における入浴者数です。実態に即したものとするため、経営実態調査に基づいたひと月当たりの入浴料金収入である878,590円(B)と、令和2年4月4日から10日までの実際の入浴者数から想定したひと月当たりの入浴料金収入(A)との比率から、令和元年における1日あたりの入浴者数は大人が71.0人、中人が1.5人、小人1.3人と推計しました。

入浴料金改定額(試算)

区分	入浴者数 (推計)	現行		現行料金× 110/108			改定案 ①			改定案 ② (組合要望案)			(参考) 収支均衡させる ための改定		
		料金	入浴収入	料金		入浴収入	料金		入浴収入	料金		入浴収入	料金	入浴収入	
大人	71.0	470円	33,370円	478	(+8)	33,938円	480	(+10)	34,080円	490	(+20)	34,790円	560	(+90)	39,760円
中人	1.5	200円	300円	203	(+3)	305円	200	(+0)	300円	200	(+0)	300円	200	(+0)	300円
小人	1.3	100円	130円	101	(+1)	131円	100	(+0)	130円	100	(+0)	130円	100	(+0)	130円
合計	73.8		33,800円			34,374円			34,510円			35,220円			40,190円
料金改定による 収支改善額(A)			0円			574円			710円			1,420円			6,390円
1日当り過不足額 (B)			△ 6,293円			△ 6,293円			△ 6,293円			△ 6,293円			△ 6,293円
料金改定による 収支(A)+(B)			△ 6,293円			△ 5,719円			△ 5,583円			△ 4,873円			97円
値上率			-			1.70%			2.13%			4.26%			19.15%
予想される効果 (利用者数に変動がない場合)						・消費増税分は吸収できるが、消費増税以外の分までは吸収できない。			・不足額を全額まかなう事はできないが、公衆浴場の経営悪化を改善できる。			・不足額を全額まかなう事はできないが、公衆浴場の経営悪化をかなり改善できる。			
予想される問題点						・利用者の負担増から利用者の減少が見込まれる。 ・公衆浴場経営者には経営努力が要求される。			・利用者の負担増から利用者の減少が見込まれる。 ・公衆浴場経営者には経営努力が要求される。			・利用者の負担増から利用者の減少が見込まれる。 ・公衆浴場経営者には経営努力が要求される。			
						・統制額が1円単位であるため、つり銭の授受等が煩雑となる。									

【13 ページ解説】

入浴料金改定額(試算)

- 「現行料金」、「現行料金×110/108」、「改定案①及び改定案②」、「(参考) 収支均衡させるための改定」について、それぞれの料金改定を行った場合の1営業日ごとの入浴収入の合計額、1日当たりの収入過不足額、及び値上率、またその際に利用者数に変動がないと想定した場合の予想される効果と問題点を、改定内容別に記載しています。
- 「現行料金×110/108」欄は、現行のすべての料金区分について108分の110を乗じて得た額であり、大人料金が478円、中人料金が203円、小人料金が101円、値上げ額は大人料金が8円、中人料金が3円、小人料金が1円、値上げ率は約1.70%となります。この場合、消費増税分は吸収できますが、負担増から利用者数の減少が予想されるほか、統制額が1円単位となるため、つり銭の授受等が煩雑となります。
- 「現行料金×110/108」欄の10円未満端数を四捨五入したものが改定案①となり、大人料金が480円で10円の値上げとなりますが、中人料金と小人料金は200円、100円でともに据置きとなり、値上げ率は約2.13%となります。この場合、負担増から利用者数の減少が予想されるものの、公衆浴場の経営悪化を改善できます。
- 次に、組合の要望案となるのが改定案②で、大人料金が490円で20円の値上げ、中人料金が200円、小人料金が100円でともに据置きとし、値上げ率は4.26%となります。この場合、負担増から利用者数の減少が予想されるものの、公衆浴場の経営悪化をかなり改善できます。
- 参考として、収支均衡させるための改定を行う場合を記載しました。大人料金は90円の引き上げで560円となります。この場合、1日あたり6,390円の収入増加となり、不足額をまかなう事が可能となりますが、値上げ率は約19.15%となります。

令和2年公衆浴場経営実態調査による1週間当たりの入浴者数

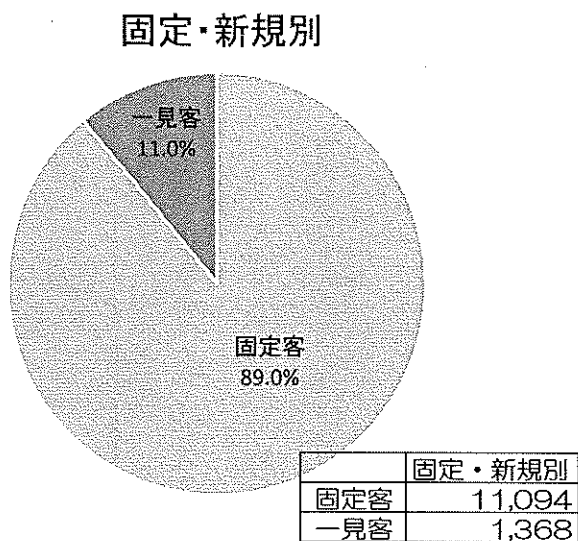
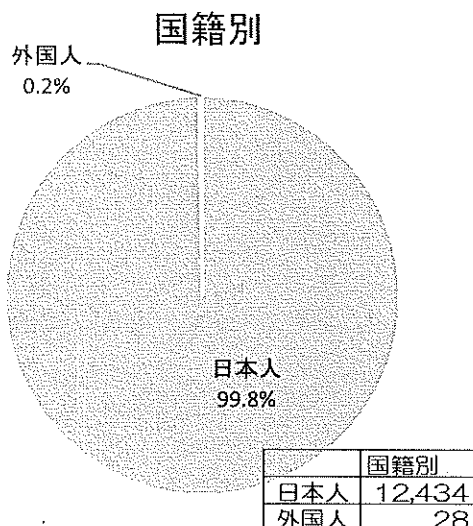
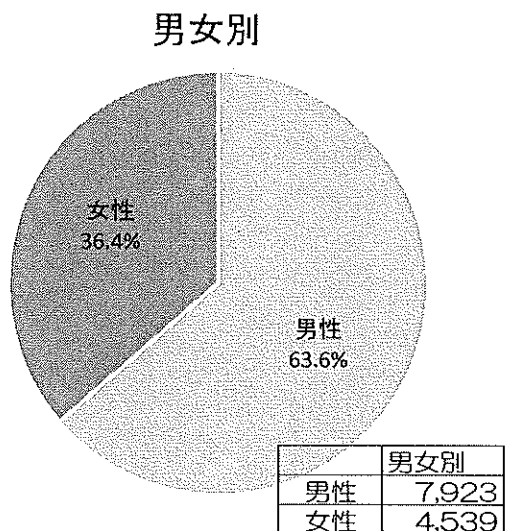
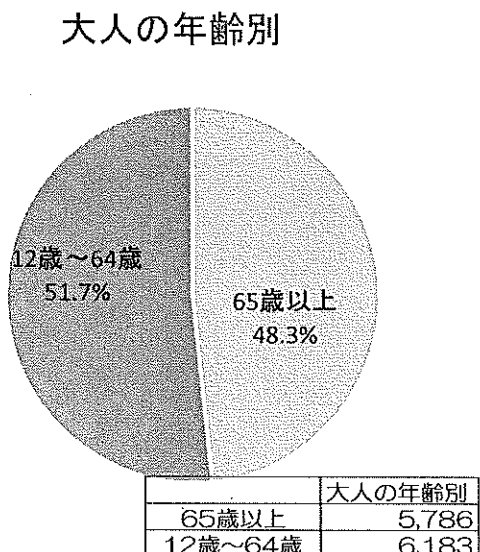
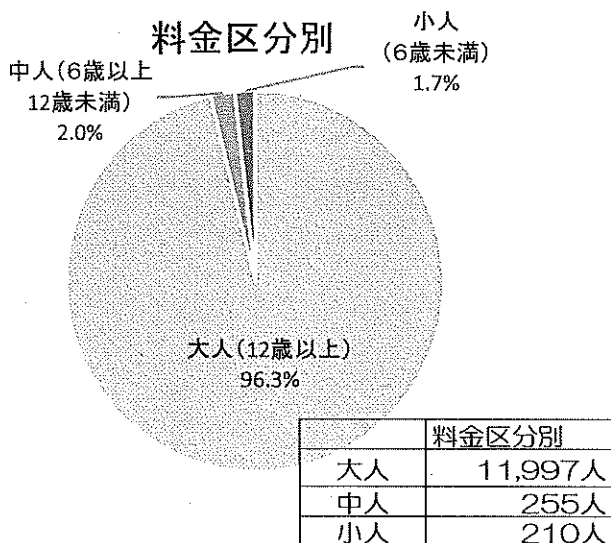
				日本人		外国人		合計	
				人数	%	人数	%	人数	%
大人	大人 (65歳以上)	男	固定客	3,284	26.4%				
			一見客	197	1.6%				
			計	3,481	27.9%				
		女	固定客	2,185	17.5%				
			一見客	120	1.0%				
			計	2,305	18.5%				
		計	固定客	5,469	43.9%				
			一見客	317	2.5%				
			計	5,786	46.4%				
	大人 (12歳～64歳)	男	固定客	3,556	28.5%				
			一見客	611	4.9%				
			計	4,167	33.4%				
		女	固定客	1,769	14.2%				
			一見客	247	2.0%				
			計	2,016	16.2%				
		計	固定客	5,325	42.7%				
			一見客	858	6.9%				
			計	6,183	49.6%				
大人 計	男	固定客	6,840	54.9%	4	0.0%	6,844	54.9%	
		一見客	808	6.5%	3	0.0%	811	6.5%	
		計	7,648	61.4%	7	0.1%	7,655	61.4%	
	女	固定客	3,954	31.7%	17	0.1%	3,971	31.9%	
		一見客	367	2.9%	4	0.0%	371	3.0%	
		計	4,321	34.7%	21	0.2%	4,342	34.8%	
	計	固定客	10,794	86.6%	21	0.2%	10,815	86.8%	
		一見客	1,175	9.4%	7	0.1%	1,182	9.5%	
		計	11,969	96.0%	28	0.2%	11,997	96.3%	
中 人	男	固定客	73	0.6%	0	0.0%	73	0.6%	
		一見客	86	0.7%	0	0.0%	86	0.7%	
		計	159	1.3%	0	0.0%	159	1.3%	
	女	固定客	71	0.6%	0	0.0%	71	0.6%	
		一見客	25	0.2%	0	0.0%	25	0.2%	
		計	96	0.8%	0	0.0%	96	0.8%	
	計	固定客	144	1.2%	0	0.0%	144	1.2%	
		一見客	111	0.9%	0	0.0%	111	0.9%	
		計	255	2.0%	0	0.0%	255	2.0%	
小 人	男	固定客	71	0.6%	0	0.0%	71	0.6%	
		一見客	38	0.3%	0	0.0%	38	0.3%	
		計	109	0.9%	0	0.0%	109	0.9%	
	女	固定客	64	0.5%	0	0.0%	64	0.5%	
		一見客	37	0.3%	0	0.0%	37	0.3%	
		計	101	0.8%	0	0.0%	101	0.8%	
	計	固定客	135	1.1%	0	0.0%	135	1.1%	
		一見客	75	0.6%	0	0.0%	75	0.6%	
		計	210	1.7%	0	0.0%	210	1.7%	
合 計	男	固定客	6,984	56.0%	4	0.0%	6,988	56.1%	
		一見客	932	7.5%	3	0.0%	935	7.5%	
		計	7,916	63.5%	7	0.1%	7,923	63.6%	
	女	固定客	4,089	32.8%	17	0.1%	4,106	32.9%	
		一見客	429	3.4%	4	0.0%	433	3.5%	
		計	4,518	36.3%	21	0.2%	4,539	36.4%	
	計	固定客	11,073	88.9%	21	0.2%	11,094	89.0%	
		一見客	1,361	10.9%	7	0.1%	1,368	11.0%	
		計	12,434	99.8%	28	0.2%	12,462	100.0%	

【15 ページ解説】

令和2年公衆浴場経営実態調査による1週間当たりの入浴者数

○令和2年4月4日～10日の一週間、県下28公衆浴場の協力のもと、入浴者数の調査を実施しました。男女別では、男性客が63.6%、女性客が36.4%。国籍別では、日本人が99.8%、固定・新規別では、固定客が89.0%、一見客が11.0%となっています。

<参考> 1週間当たりの入浴者数調査（詳細データ）



<調査実施期間>
令和2年4月4日～10日の一週間、目視により実施。

<調査対象施設>
県下28公衆浴場

【17 ページ解説】

＜参考＞ 1週間当たりの入浴者数調査（詳細データ）

○15 ページに示した調査結果の内訳を、わかりやすくグラフに示したものです。

神奈川県公衆浴場施設数（同業組合加入状況）

（物価統制令の適用を受ける施設数）

令和2年4月1日現在（単位：軒）

時点 市町名	施設数										本年度施設数の前年対比	組合組織率
	元.4.1	24.4.1	25.4.1	26.4.1	27.4.1	28.4.1	29.4.1	30.4.1	31.4.1	R2.4.1		
横浜市	281	95	88	86	82	79	73	67	64	60	△ 4	100%
鶴見区	58	22	19	18	16	16	16	14	13	12	△ 1	
神奈川区	35	10	8	8	8	8	8	7	7	7	0	
西区	26	6	6	6	6	6	6	5	5	5	0	
中区	31	12	12	12	11	11	9	9	9	8	△ 1	
南区	44	12	11	10	9	9	8	8	7	7	0	
港南区	7	2	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
保土ヶ谷区	15	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	
旭区	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
磯子区	16	9	9	9	9	8	8	7	6	4	△ 2	
金沢区	14	3	3	3	3	3	2	2	2	2	0	
港北区	17	10	10	10	10	9	7	7	7	7	0	
緑区	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	0	
戸塚区	3	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	
栄区	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
泉区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
瀬谷区	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
川崎市	164	65	59	56	52	48	47	44	37	35	△ 2	100%
川崎区	56	32	26	25	21	19	19	18	15	14	△ 1	
幸区	35	12	12	12	12	11	10	9	8	8	0	
中原区	36	8	8	7	7	6	6	6	5	5	0	
高津区	23	8	8	8	8	8	8	7	6	5	△ 1	
宮前区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
多摩区	12	4	4	3	3	3	3	3	2	2	0	
麻生区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
相模原市	15	6	6	6	6	6	6	6	6	6	0	100%
横須賀市	63	24	24	23	22	19	18	16	15	15	0	100%
平塚市	16	3	3	2	2	2	2	2	2	2	0	100%
鎌倉市	11	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0	100%
藤沢市	10	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	100%
小田原市	10	2	2	1	1	1	1	1	1	1	0	100%
茅ヶ崎市	8	3	3	2	2	2	2	2	2	1	△ 1	0%
逗子市	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	100%
三浦市	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	100%
秦野市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
厚木市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大和市	10	5	4	3	3	3	3	3	3	3	0	100%
伊勢原市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海老名市	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	
座間市	3	3	3	3	2	1	1	1	1	1	0	100%
葉山町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寒川町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大磯町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
二宮町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	608	217	203	193	183	172	163	152	141	134	△ 7	

【19 ページ解説】

神奈川県公衆浴場施設数（同業組合加入状況）

○県内の物価統制令の適用を受ける一般公衆浴場の施設数を市区町村別に一覧にしたものです。令和2年4月1日現在の施設数は134軒で、
昨年同期と比べると7軒が廃業しております。

神奈川県公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移

年	改定年月日	入浴料金				備 考	1浴場1日当り入浴者数			自家風呂なし率
		大人	中人	小人	洗髪		大人	中人	小人	
47	47.9.1	48	20	10	5		291	35	48	
48	48.7.21	55	↓	↓	↓	大人・中人差額5円助成	304	32	48	25.5%
49	49.6.1	80	25	15	↓	大人・中人差額5円助成	251	26	35	
50	50.4.1	85	35	↓	↓	上記助成打切り	240	26	35	
	50.6.1	100	40	20	10	洗髪料男子含む				
51	51.6.1	120	↓	↓	↓	〃	236	24	32	
52	52.6.1	140	50	30	20	〃	212	20	29	
53	53.6.1	155	60	40	↓	〃	202	19	24	17.1%
54	54.6.1	170	70	↓	↓	〃	193	20	21	
55	55.6.1	190	80	50	↓	〃	187	20	19	
56	56.6.1	210	↓	↓	↓	〃	186	20	19	
57	57.6.1	220	90	60	↓	〃	177	20	19	
58	58.6.1	230	100	↓	↓	〃	171	19	18	11.8%
59	59.6.1	240	↓	↓	↓	〃	170	19	18	
60	60.6.1	250	↓	↓	↓	〃	168	19	18	
61	据置	↓	↓	↓	↓	〃	(協議会開催せず)			
62	62.6.15	260	110	↓	↓	〃	160	19	17	
63	63.6.1	280	120	↓	—	洗髪料廃止	158	18	16	7.5%
元	元.6.1	295	135	↓	—	元.4.1～消費税3%	150	16	12	
2	2.6.1	310	140	↓	—		146	14	10	
3	3.6.15	320	↓	↓	—		141	12	9	
4	4.6.1	330	150	70	—		134	7	5	
5	5.6.1	340	160	↓	—		119	6	4	4.4%
6	7.1.1	350	170	↓	—		113	5	4	
7	7.9.1	360	↓	↓	—		113	4	3	
8	8.6.20	370	↓	↓	—		104	4	3	
9	9.7.18	385	↓	↓	—	9.4.1～消費税5%	101	3	3	
10	据置	↓	↓	↓	—		95	3	2	2.2%
11	11.8.1	390	↓	↓	—		87	3	2	
12	12.8.1	400	180	80	—		95	2	2	
13	据置	↓	↓	↓	—		95	2	2	
14	据置	↓	↓	↓	—		99	2	2	
15	据置	↓	↓	↓	—		95	3	2	1.6%
16	据置	↓	↓	↓	—		94	2	2	
17	据置	↓	↓	↓	—		95	2	1	
18	18.8.1	430	↓	↓	—		97	3	2	
19	据置	↓	↓	↓	—		89	1	1	
20	20.8.1	450	↓	↓	—		90	2	2	1.0%
21	据置	↓	↓	↓	—		86	2	1	
22	据置	↓	↓	↓	—		79	2	1	
23	据置	↓	↓	↓	—		85	2	1	
24	据置	↓	↓	↓	—		78	0	0	
25	据置	↓	↓	↓	—		62	2	2	調査廃止*
26	26.9.1	470	200	100	—	26.4.1～消費税8%	64	2	2	
27	据置	↓	↓	↓	—		61	1	1	
28	据置	↓	↓	↓	—		63	1	1	
29	据置	↓	↓	↓	—		65	2	1	
30	据置	↓	↓	↓	—		64	2	2	
元	据置	↓	↓	↓	—		71	2	1	
2						R元.10.1～消費税10%				

(参考)

県内 R2.5.1推計世帯数	4,207,958 世帯	推計人口	9,222,618 人	2.19 人(推定)/1世帯あたり
推定自家風呂なし世帯数	44,125 世帯	(「H20 住宅土地統計調査」風呂の無い世帯＝		1.0%
↳人口に換算すると		44,125 人	～ 96,709 人	↳ *H25からは、調査項目からはずされた

【21 ページ解説】

神奈川県のパ衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移

- 現在の入浴料金は、大人470円、中人200円、小人100円で、いずれも平成26年9月に改定されました。
- 令和元年の1浴場1日当たりの入浴者数は、大人71人、中人2人、小人1人となっておりますが、これは令和2年4月4日から10日に行った実態調査の1日平均の数で、小数点以下は四捨五入しています。

県内公衆浴場の廃業の状況

(1) 過去5年間の理由別廃業状況

年度	理由	営業不振	後継者難	建物老朽化	病気立退き等	計
27		4	5	3	4	16
28		1	3	6	0	10
29		2	1	2	7	12
30		2	2	2	10	16
R1		1	4	3	0	8
計		10	15	16	21	62

※1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数。

(2) 令和元年度 理由別、市別廃業状況

市名	理由	営業不振	後継者難	建物老朽化	病気立退き等	計
横浜市			3	1		4
川崎市			1	1		2
茅ヶ崎市		1		1		2
計		1	4	3	0	8

※1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数。

【23 ページ解説】

県内公衆浴場の廃業の状況

- 「(1) 過去5年間の理由別廃業状況」及び「(2) 令和元年度理由別、市別廃業状況」について記載しています。なお、1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数となっております。

全国公衆浴場入浴料金一覧表（料金順）

令和2年4月1日現在

区分 都道府県名	大人		中人		小人		洗髪	実施年月日	
	() 内、改定前の料金	() 内、改定前の料金	() 内、改定前の料金	() 内、改定前の料金	() 内、改定前の料金	() 内、改定前の料金		直近改定日	(前回の改定日)
◎岩手	480	(430)	170	(150)	80	(70)	-	(-)	2.4.1 (27.1.1)
◎東京	470	(460)	180	(180)	80	(80)	-	(-)	元.10.1 (26.7.1)
神奈川	470	(450)	200	(180)	100	(80)	-	(-)	26.9.1 (20.8.1)
秋田	460	(360)	130	(130)	90	(90)	-	(-)	31.1.1 (12.4.1)
◎石川	460	(440)	130	(130)	50	(50)	-	(-)	2.3.1 (26.8.1)
◎岐阜	460	(420)	160	(160)	80	(80)	-	(-)	元.10.1 (26.4.1)
◎北海道	450	(440)	140	(140)	70	(70)	-	(-)	元.10.1 (26.8.11)
青森	450	(420)	150	(150)	60	(60)	-	(-)	28.3.1 (20.10.20)
福島	450	(400)	150	(130)	90	(80)	-	(-)	30.4.1 (19.9.1)
◎埼玉	450	(430)	180	(180)	70	(70)	-	(-)	2.4.1 (26.10.1)
◎千葉	450	(430)	170	(170)	70	(70)	-	(-)	元.10.1 (26.4.1)
◎福井	450	(430)	160	(150)	70	(60)	-	(-)	2.4.1 (26.11.20)
◎静岡	450	(400)	180	(180)	90	(90)	-	(-)	元.10.1 (26.4.1)
◎京都	450	(430)	150	(150)	60	(60)	-	(-)	元.10.1 (26.8.1)
◎大阪	450	(440)	150	(150)	60	(60)	-	(-)	元.10.1 (26.4.16)
◎兵庫	450	(430)	160	(160)	60	(60)	-	(-)	元.10.1 (30.4.1)
◎広島	450	(430)	200	(150)	100	(70)	-	(-)	元.10.1 (27.9.1)
宮城	440	(400)	140	(140)	80	(80)	-	(-)	27.4.1 (19.4.1)
◎新潟	440	(420)	150	(140)	70	(70)	-	(-)	2.4.1 (26.4.1)
◎富山	440	(420)	140	(140)	60	(60)	-	(-)	元.10.1 (26.8.20)
愛知	440	(420)	150	(150)	70	(70)	-	(-)	31.4.1 (26.4.1)
◎奈良	440	(420)	160	(150)	80	(80)	-	(-)	元.10.1 (26.4.1)
◎和歌山	440	(420)	150	(140)	80	(80)	-	(-)	元.10.1 (21.2.1)
◎福岡	450	(440)	180	(180)	70	(70)	-	(-)	元.10.1 (21.2.16)
◎山梨	430	(400)	170	(170)	70	(70)	-	(-)	元.12.1 (21.2.1)
滋賀	430	(400)	150	(140)	100	(80)	-	(-)	26.9.1 (20.5.1)
◎岡山	430	(420)	160	(160)	70	(70)	-	(-)	元.10.1 (27.11.30)
栃木	420	(390)	180	(150)	90	(80)	-	(-)	26.7.15 (19.8.24)
山口	420	(390)	150	(150)	80	(80)	-	(-)	27.4.10 (20.6.23)
◎鹿児島	420	(390)	150	(150)	80	(80)	-	(-)	元.10.1 (24.10.1)
群馬	400	(360)	180	(150)	80	(70)	-	(-)	26.9.1 (9.12.1)
長野	400	(380)	150	(150)	70	(70)	-	(-)	26.3.1 (19.1.1)
三重	400	(380)	150	(150)	70	(70)	-	(-)	26.11.28 (20.7.1)
鳥取	400	(350)	150	(120)	80	(60)	-	(-)	26.4.21 (18.1.1)
徳島	400	(360)	150	(150)	70	(70)	-	(-)	26.12.1 (20.8.1)
香川	400	(360)	150	(150)	60	(60)	-	(-)	27.12.1 (20.10.1)
愛媛	400	(360)	150	(140)	60	(60)	-	(-)	26.9.1 (20.4.2)
高知	400	(360)	150	(130)	60	(60)	-	(-)	26.12.1 (20.7.15)
熊本	400	(360)	150	(120)	80	(60)	-	(-)	26.12.1 (19.2.1)
大分	380	(300)	150	(140)	70	(70)	-	(-)	19.1.12 (5.12.1)
沖縄	370	(200)	170	(100)	100	(70)	-	(30)	18.2.11 (55.11.6)
茨城	350	(300)	130	(130)	70	(70)	-	(-)	10.3.1 (5.3.1)
島根	350	(300)	130	(130)	70	(70)	-	(-)	17.9.6 (8.3.8)
長崎	350	(300)	150	(150)	80	(80)	-	(-)	19.3.15 (9.11.10)
宮崎	350	(300)	130	(100)	60	(50)	-	(-)	20.2.1 (9.4.1)
山形	300	(250)	120	(100)	80	(60)	-	(50)	7.4.1 (4.7.1)
佐賀	280	(230)	130	(100)	80	(50)	50	(50)	8.2.15 (2.3.1)

◎…R元.10.1消費増税に伴い、料金改定した都府県を示す。

※1 ()は、現行料金に改定される前の料金額及び実施年月日。

※2 大人…12歳以上の者、中人…6歳以上12歳未満の者、小人…6歳未満の者。

【25 ページ解説】

全国公衆浴場入浴料金一覧表（料金順）

- 令和2年4月1日現在、本県の大人料金は東京都と並び、全国で2番目に高い額となっています（最も高額なのは岩手県の480円）。
- 令和元年10月の消費増税に伴い、今年4月までの時点で21の都道府県で引き上げが行われました。

令和2年度 県の公衆浴場対策

(単位:千円)

主 管 課	助 成 内 容				2 年 度 予 算 額	
健康医療局 生活衛生部 生活衛生課	1 公衆浴場設備整備費補助 公衆浴場設備の近代化を図るため、その整備に要する経費の一部を補助する。				38,997	
	前年度 (38,997)					
	補助対象事業	補助対象限度額 (千円)	補助率	補助限度額 (千円)	主な対象設備	
	内装設備	3,000	1/3 以内	1,000	浴室、脱衣室、冷房設備、 ランドリー等	
外装設備	3,000	1,000		煙突、塗装、屋根、外壁、塀等		
給水湯設備	3,000	1,000		釜、配管、ろ過器等		
	2 公衆浴場施設整備等資金利子補給				0	
補助対象資金	補助率	補助対象 限度額 (千円)	【設備資金】 補給期間 (千円)		前年度	
日本政策金融公庫資金等	【設備 資金】 利率の 1/2	施設整備 80,000	融資額 10,000千円以下	5年	(0)	
		借地契約 更新 40,000	融資額 10,000千円～ 40,000千円以下	10年		
			融資額 40,000千円超	12年		
合 計				38,997		
				対前年比 100.0%		
				前年度 (38,997)		

令和2年度県内各市の公衆浴場対策

市名	対象浴場数	補助金等制度		水道料減免措置		固定資産税減免措置	その他の助成制度
		制度の概要	令和2年度予算額	上水道	下水道		
			(千円)	※			
横浜市	60	施設改善補助事業(基準額の1/4以内、確保浴場は1/2以内)	20,700				・都市計画税減免 ・燃料としての廃材供給
		確保浴場(500m以内に公衆浴場なく、客数120人/日以下)対策事業(30万補助/1施設)	6,000				
		衛生向上対策事業	14,640				
		活性化対策事業(しょうぶ湯経費の一部補助、12,000円)	720	○	○	○減免率2/3	
		利用促進対策費	2,190				
		施設整備貸付利子補給事業	800				
		高齢者を囲む地域福祉事業(コミュニケーション促進・入浴サービス)	11,260				
	小計	56,310					
川崎市	35	経営安定補助金	3,744				
		設備整備補助金	13,088				
		利用者促進事業補助金	1,700				
		水道料金補給金	4,199				
		下水道料金補給金	1,402	○	○		
		敬老入浴事業	47,306				
		せんとく健康長寿応援プログラム事業	1,979				
		親子ふれあい入浴デー事業	1,039				
	小計	74,457					
相模原市	6	設備整備費補助金	753	(○)	○	○減免率2/3	都市計画税減免
		小計	753				
横須賀市	15	施設整備費補助	1,072				都市計画税減免
		組合運営費補助	150				
		組合イベント事業費補助	400	○	○	○減免率2/3	
		無料入浴券交付(65歳以上の独居高齢者対象)	47,622				
	小計	49,244					
平塚市	2	公衆浴場設備整備費補助金	0	(○)	○	○減免率5/6	都市計画税減免
		小計	0				
鎌倉市	5	高齢者入浴券交付(200円に割引、65歳以上に年間72枚)	12,309				都市計画税減免
		公衆浴場設備整備費補助金	1,000	(○)	○	○減免率5/6	
		小計	13,309				
藤沢市	3	ふれあい入浴事業(補助事業)					都市計画税減免
		施設整備補助	1,000	(○)	○	○減免率2/3	
		運営補助	528				
		事業補助(週2回シニア&ファミリーデー実施、200円に割引)	5,720				
		事業補助(入浴イベントデー)	1,800				
		事業補助(交流事業)	60				
	小計	9,108					

小田原市	1	公衆浴場利用促進事業費補助金	25			○ 減免率 2/3	都市 計画税 減免
		公衆浴場施設整備費補助金	100	○	○		
		小計	125				
茅ヶ崎市	2	公衆浴場設備整備費補助金	30	(○)	○	○ 減免率 2/3	
		小計	30				
逗子市	1	生きがい推進事業公衆浴場入浴助成(150円に割引) (65歳以上 6枚/月)	3,190	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市 計画税 減免
		小計	3,190				
大和市	3	公衆浴場営業施設整備費補助金	1,127	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市 計画税 減免
		浴場組合補助金	90				
		高齢者入浴サービス委託	6,162				
		小計	7,379				
合 計 (11市)			213,905	4 (7)	11	10	

※上水道欄の(○)は、県営水道による減免措置を示す(合計欄では外数)

(参考) 令和元年度予算額(219,952千円)に対する令和2年度予算額の割合: 97.3%

※補助金(県+市町村)合計額の令和元年度予算額に対する令和2年度予算額の割合

$(38,997千円+213,905千円)/(38,997千円+219,952千円)=97.7\%$

【27～29 ページ解説】

県及び県内各市の公衆浴場対策

○補助金（県+市町村）合計額の令和元年度予算額に対する令和2年度
予算額の割合は、97.7%でした。

神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 県下における公衆浴場入浴料金の統制額の指定について関係者の意見を聞くとともに、これに関する公衆浴場の諸問題について協議するため、当分の間神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員21人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が選任する。ただし、委員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる人数以内とする。

(1) 学識経験者 11人

(2) 公衆浴場利用者 3人

(3) 公衆浴場営業者 2人

(4) 関係行政機関の職員 5人

2 委員の選任期間は2年とする。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の選任期間は、前任者の残存期間とする。委員は選任期間が満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、なお、委員として職務を行うものとする。

(委員の代理出席)

第5条 委員がやむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その委員が委任する代理人を出席させることができる。

2 前項の代理人は委員とみなす。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集する。

2 会議は次の各号のいずれかに該当する場合には開くことができない。

(1) 出席委員の数が委員総数の過半数に満たないとき。

(2) 第4条第1項各号のいずれかの委員について、全員が欠席したとき。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康医療局生活衛生部生活衛生課において処理する。

2 協議会に出席した委員（関係行政機関の委員は除く。）に支払う報償費は、協議会を開催した日の翌月25日（当日が閉庁日の場合は前開庁日。）に支給する。ただし、これにより難い場合は、別途定める。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、昭和48年12月3日から実施する。
- 2 第1回の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が召集するものとする。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成13年6月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 委員改選後第1回の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が召集するものとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成24年5月22日から実施する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成29年6月16日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

別表 1

経営実態調査・原価計算表の項目説明（厚生省環境衛生局長通知による項目）

科 目		内 容
収 入	入浴料金収入	
	附帯事業収入	石鹸、シャンプー、タオル等の入浴関連商品及びジュース、牛乳等の飲料水の売上収入。
	営業外収入	コインランドリー使用料、マッサージ機・ドライヤー等の使用料、サウナ使用料、家賃・地代等（経営多角部分の収入）。
	補助金	県、市町から交付される補助金。
	合計	
経 費	人件費	事業主の給与相当額、従業員の給与・退職給与金、パート・アルバイトの給与。
	（事業主）	
	（従業員）	
	用水費	上水道使用料、下水道使用料。
	燃料費	重油・廃油・雑燃等の購入費。営業用自動車・暖房等に必要な燃料費。
	光熱費	電気使用料。
	備品消耗品費	設備備品・什器備品の購入費。原材料及び清掃・照明等の業務用消耗器材器具その他の消耗品購入費。
	旅費交通費	公的機関に対する業務連絡、関係団体の会合への出席等に必要な旅費及び交通費。
	会費及び交際費	公衆浴場業の関係団体会費その他公衆浴場経営のために直接必要と認められる交際費。
	保険料	施設の火災保険料。
	賃借料	借地料、借家料。
	修繕費	土地・建物・設備を通常の状態において保守・維持するために必要な修繕料及び修繕のための原材料購入費。（ただし、資産帳簿価格の増加の原因となるような大修繕のための費用は除く）
	厚生費	福利厚生費。
	減価償却費	事業用固定資産について行う減価償却費。（定額法により行うものとする。）
	建物再調達費	前期末における建物の帳簿価格の5%。（貸借対照表を作成していない場合は一律、年額5万円を計上。）
	公租公課	公衆浴場経営にかかるすべての公租公課。（ただし、事業主の給与相当額にかかる所得税・県民税・市町村税は除く。）
	支払利子	施設設備資金等、直接公衆浴場経営にかかる借入金の支払利子。
	特別損失	売却損・取り壊し損等の特別損失。
	雑費	通信費、広告宣伝費、新聞代、リース料等の雑費。
	附帯事業費	附帯事業にかかる仕入れ等の経費。
合計		
資本報酬	自己資本（資本金及び剰余金）の10%。（個人経営の場合は一律、10万円を計上。）	
附帯事業報酬	附帯事業に伴う報酬。附帯事業＝附帯事業収入－附帯事業費	
支出合計	支出合計＝経費合計＋資本報酬＋附帯事業報酬	
過不足額	過不足額＝支出合計－収入合計	

令和2年度政府経済見通し「主要経済指標」

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績見込み)	令和2年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成30年度		令和元年度		令和2年度	
				兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	548.4	558.3	570.2	0.1	0.3	1.8	0.9	2.1	1.4
民間最終消費支出	304.7	308.5	314.2	0.5	0.1	1.2	0.6	1.8	1.0
民間住宅	16.5	17.0	16.9	▲ 3.4	▲ 4.9	2.9	1.5	▲ 0.3	▲ 1.9
民間企業設備	88.0	90.3	93.2	2.5	1.7	2.6	2.2	3.2	2.7
民間在庫変動 (内は寄与度)	1.5	1.7	1.9	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)
政府支出	136.8	140.1	143.6	1.3	0.8	2.5	1.6	2.5	1.8
政府最終消費支出	108.5	110.4	112.3	1.0	0.9	1.8	1.3	1.7	1.3
公的固定資本形成	28.2	29.7	31.3	2.4	0.6	5.2	3.6	5.3	3.9
財貨・サービスの輸出 (控除)財貨・サービスの輸入	100.6	96.4	99.1	2.3	1.6	▲ 4.2	▲ 1.2	2.8	2.4
内需寄与度				0.9	0.4	1.8	1.2	2.2	1.5
民間寄与度				0.6	0.2	1.2	0.8	1.6	1.0
公需寄与度				0.3	0.2	0.6	0.4	0.6	0.5
外需寄与度				▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.1
国民所得	404.3	408.1	415.2	0.8		1.0		1.7	
雇員報酬	284.7	289.3	293.8	3.0		1.6		1.6	
財産所得	27.0	27.4	28.1	5.9		1.3		2.7	
企業所得	92.5	91.5	93.3	▲ 6.6		▲ 1.1		2.0	
国民総所得	568.4	580.1	592.0	0.3	▲ 0.2	2.1	1.4	2.0	1.3
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度			%		%程度	
労働力人口	6,847	6,891	6,901			1.4		0.6	
就業者数	6,681	6,730	6,744			1.0		0.7	
雇用者数	5,955	6,015	6,048			1.8		1.0	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	2.4	2.3	2.3						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	0.3	▲ 1.7	2.1						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	2.2	0.3	1.0						
消費者物価指数・変化率	0.7	0.6	0.9						
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.2	0.9	0.8						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度			%		%程度	
貿易・サービス収支	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.4						
貿易収支	0.7	0.3	▲ 0.5						
輸出	80.3	75.9	78.0			2.6		▲ 5.5	
輸入	79.6	75.6	78.4			8.0		▲ 5.0	
経常収支	19.2	19.5	18.9						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	3.5	3.5	3.3						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 令和元年10月に実施された消費税率引上げの物価上昇率への影響を機械的に試算すると、令和元年度、令和2年度ともに、消費者物価(総合)では0.5%ポイント程度、GDPデフレーターでは0.4%ポイント程度と見込まれる。また、消費税率引上げに伴い実施される教育無償化による消費者物価(総合)への影響を機械的に試算すると、幼児教育・保育無償化は令和元年度、令和2年度ともに▲0.3%ポイント程度、高等教育無償化は令和2年度に▲0.1%ポイント程度と見込まれる。

(注3) 世界GDP(日本を除く。)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成30年度 (実績)	令和元年度	令和2年度
世界GDP(日本を除く。)の 実質成長率(%)	3.3	2.9	2.9
円相場(円/ドル)	110.9	108.7	108.9
原油輸入価格(ドル/バレル)	72.0	67.1	65.6

(備考)

- 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
- 円相場は、令和元年11月1日～11月30日の期間の平均値(108.9円/ドル)で同年12月以降一定と想定。
- 原油輸入価格は、令和元年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(65.6ドル/バレル)で同年12月以降一定と想定。